

# 高知県教育委員会 会議録

平成21年11月臨時委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成21年11月18日(水) 15:00

閉会 平成21年11月18日(水) 16:30

## (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	河田 耕一
	委員	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	北添 紀子
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員	委員	宮地 彌典

## (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東 好男
〃	教育次長	池 康晴
〃	教育政策課長	黒沼 一郎
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	高等学校課長	川村 文化美
〃	生涯学習課長	濱田 久美子
〃	文化財課長	片岡 博彦
〃	教育政策課企画調整担当チーフ	竹村 朱美(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	瀧本 主(会議録作成)

## (4) 議事の大要及び教育長等の報告の要旨

### 【冒頭】

委員長 11月臨時委員会を開催する。本日の議案は、11月議会提出予定の報道解禁前の議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議事件は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 平成21年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案(教育政策課、総務福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、文化財課)】

○教育政策課長、小中学校課長、高等学校課長、生涯学習課長、文化財課長説明

○質疑

委員 事務局	人件費でこれだけのマイナスができるのはなぜか。 県では、当初予算編成時の職員の人件費を前年12月の各所属の職員の年齢構成等を基に推計しているため、その後の人事異動や人勸の反映等によって増減することから、ルールとして12月に調整している。今回は、特に人勸においてマイナスの要因が多いことから減額となっている。
委員 事務局	教職員は、県独自のカットをやめても人勸の反映によって給料が下がるのに、教育委員の報酬が県独自のカット率が下がることで上がるのは、おかしいのではないか。 教育委員は特別職であり、特別職の報酬は人勸とは別に2年に1回の審議会で報酬の額を決められているためである。
委員	市町村の図書費は交付税に算定されている。図書の充実は賛成だが、交付税できている分の流用を認めて、補助をするのは合点がいかない。これからは、図書費分は図書費で使うように注文をつけてもらいたい。
委員長 事務局	市町村の図書館でも随分差がある。充実しているところもあれば、学校図書館にも及ばないところもある。 読書環境の整備は進めていきたいと考えている。
委員 事務局	図書費は毎年11月の補正で使うことになっているのか。 これは今年だけである。国からの交付金に入札減等で余裕ができたため、今回、教育委員会として図書購入に使いたいとして補正予算に計上したもの。
委員 事務局	市町村貸出分とは。 県立図書館が買って公立図書館に貸し出す分であり、どちらかといえば学校が借りられる本を購入して間接的に学校を支援していくもの。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成の委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教育政策課）】

【付議第3号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教育政策課）】

- 教育政策課長説明
- 質疑

委員 事務局 委員 事務局  委員長 各委員 委員長 委員長 各委員 委員長	<p>時間外勤務の振休は対象者がいるのか。</p> <p>教育委員会事務局では、人数は少ないがいる。</p> <p>時間外手当がでるのは。</p> <p>事務局は課長補佐以下がでる。教員には時間外手当という考え方がない。</p> <p>付議事件第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p> <p>付議事件第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>
--	--

【付議第4号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案（文化財課）】

- 文化財課長説明
- 質疑

委員 事務局 委員 事務局  委員長 各委員 委員長	<p>教員の派遣は何名か。</p> <p>平成21年度の県からの出向職員18名のうち教員は10名。</p> <p>公共事業との関係とは。</p> <p>公共事業を行う際にそこに遺跡があると発掘調査をすることになる。発掘調査は、事業実施者が費用を負担することになり、国の公共事業であれば、国は自身で調査ができないため、県へ発掘調査を委託し、県は文化財団に委託して実施している。文化財団は、これらの費用でもって職員を雇用しているが、公共事業が減るとこれらの委託が減ってくることになる。</p> <p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>
---	---

(5) 議決事項

付議第1号～4号

原案のとおり議決